別表三(一)の表中

留保所得金額 （別表四「48の②」）
前期末配当等の額（連結法人間配当等の額を除く。） （前期の⑾）
当期末配当等の額（連結法人間配当等の額を除く。）
法人税額及び地方法人税額の合計額 （((別表一「４」＋「５」＋「７」－「12」－「42」)－別表六(五の二)「５の③」)と０のいずれか多い金額)＋((地方法人税申告書別表一「４」－「８」－「９」)と０のいずれか多い金額)－((別表六(五の二)「５の③」－(別表一「４」＋「５」＋「７」))と０のいずれか多い金額) （マイナスの場合は０）

を

留保所得金額 （別表四「52の②」）
前期末配当等の額（通算法人間配当等の額を除く。） （前期の⑾）
当期末配当等の額（通算法人間配当等の額を除く。）
法人税額及び地方法人税額の合計額 （((別表一「４」＋「５」＋「７」－「12」－「42」)－別表六(五の二)「５の③」)と０のいずれか多い金額)＋((地方法人税申告書別表一「４」＋「５」－「９」－「27」)と０のいずれか多い金額)－((別表六(五の二)「５の③」－(別表一「４」＋「５」＋「７」))と０のいずれか多い金額) （マイナスの場合は０）

に、

連結法人間配当等の当期支払額
連結法人間配当等の当期受取額
他の法人の株式又は出資の基準時の直前における帳簿価額から減算される金額 （別表三(一)付表「18」）

を

通算法人の留保金加算額 （別表三(一)付表二「５」）
通算法人の留保金控除額 （別表三(一)付表二「10」）
他の法人の株式又は出資の基準時の直前における帳簿価額から減算される金額 （別表三(一)付表一「19」）

に、

留保控除額 （別表三(一)付表「32」）

を

留保控除額 （別表三(一)付表一「33」）

に改め、同表の記載要領第１号中「(第５号及び第６号において「特定同族会社」という。)」を削り、「場合」の次に「又は所得税法等の一部を改正する法律（令和２年法律第８号。第５号において「令和２年改正法」という。)第３条の規定による改正前の法人税法第67条第１項（特定同族会社の特別税率）に規定する特定同族会社が同条の規定の適用を受ける場合」を加え、同第11号中「「留保所得金額（別表四「48の②」）⑼」」を「「留保所得金額（別表四「52の②」）⑼」」に改め、同第11号を次のように改める。